政令第百三十号

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の四第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二号チ中「総括審議官」の下に「、公文書監理官」を加え、同号チを同号リとし、同号トを削り、同号ヘを同号チとし、同号ホ中「、審議官」の下に「、公文書監理官」を加え、同号ホを同号トとし、同号ニを同号ヘとし、同号ハ中「総括整理する職」の下に「又は同法第六十三条第四項前段に規定する総括整理する職」を加え、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「置かれる」の下に「総括審議官、公文書監理官」を加え、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　内閣官房の内閣総務官室に置かれる公文書監理官

ハ　内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第二百九十号）第六条の二第一項に規定する公文書監理官

第十二条第三号ロを削り、同号ハを同号ロとする。

第十三条第一項第二号中「内閣参事官」の下に「並びに内閣官房の内閣総務官室に置かれる公文書監理官」を加え、同項第三号中「（昭和二十七年政令第二百九十号）」を削り、「及び同令」を「並びに同令」に改め、「調査官」の下に「及び公文書監理官」を加え、同項第四号中「、審議官」の下に「、公文書監理官」を加え、同項第五号中「室長並びに」を「室長、」に改め、「規定する職」の下に「、同法第六十三条第一項に規定する課長、同条第三項に規定する次長並びに同条第四項に規定する職」を加え、同項第七号イ中「、審議官」の下に「、公文書監理官」を加え、同項第九号中「内閣府設置法第六十三条第一項に規定する課長、同条第三項に規定する次長、同条第四項に規定する職及び」を削り、同項第十二号イ中「総括審議官」の下に「、公文書監理官」を加え、同項第十四号中「独立行政法人統計センターに置かれる」の下に「経営審議役及び独立行政法人統計センターに置かれる」を加える。

附　則

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十一号

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十九年法律第二十五号）の一部の施行に伴い、並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第二項並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項及び第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「各児童相談所につき」を削り、「第一号に掲げる数と第二号に掲げる数と」を「次の各号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として当該各号に掲げる数」に改め、同項各号を次のように改める。

一　次号及び第三号に掲げる業務以外の業務　イ及びロに掲げる数を合計した数

イ　各児童相談所の管轄区域における人口（最近の国勢調査の結果によるものとする。ロ(2)において同じ。）を三万で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）を合計した数

ロ　各児童相談所につき、(1)に掲げる件数から(2)に掲げる件数を控除して得た件数（その件数が零を下回るときは、零とする。）を四十で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）を合計した数

(1)　当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待をいう。(2)において同じ。）に係る相談に応じた件数

(2)　当該年度の前々年度において全国の児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の全国の人口一人当たりの件数として厚生労働省令で定める数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数

二　法第十一条第一項第二号ヘに規定する里親に関する業務　当該都道府県が設置する児童相談所の数

三　法第十一条第一項第一号の規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、法第十四条第二項の規定による担当区域内の児童に関する状況の通知及び意見の申出その他児童相談所の管轄区域内における関係機関との連絡調整　都道府県の区域内の市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）を除く。）の数を三十で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）

第二十七条の十二の表第二十一条の五の二十六第二項第三号の項中「第二十一条の五の二十六第二項第四号」に改める。

第四十四条の七中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第四十五条第一項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）」を「指定都市」に改める。

第四十五条の三第一項中「法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）において、同項」を「児童相談所設置市において、法第五十九条の四第一項」に改め、同条第八項中「又は指定都市」、「、指定都市」及び「中「指定都市」の下に「若しくは中核市」を、「「にかかわらず」と」の下に「、第三条第一項中「次の各号」とあるのは「第一号及び第二号」と」を加える。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十六第一項中「第百七十四条の四十九の二第一項第五号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第六号」に、「第百七十四条の四十九の二第一項第六号」を「第百七十四条の四十九の二第一項第七号」に、「指定試験機関をいう。第百七十四条の四十九の二」を「指定試験機関をいう。第百七十四条の四十九の二第一項第十号」に、「保育士をいう。第百七十四条の四十九の二」を「保育士をいう。第百七十四条の四十九の二第一項第十一号」に改め、「障害児通所支援事業等（第八項」及び「児童自立生活援助事業（第八項）の下に「及び第百七十四条の四十九の二第一項第二十号」を加え、「同条第八項」を「同法第六条の三第八項」に改め、「小規模住居型児童養育事業（第八項」の下に「及び第百七十四条の四十九の二第一項第二十号」を、「一時預かり事業（第八項」の